

# 令和8年度クラウドファンディング型プロジェクト応援事業（文化）補助金

## 募集要項

### 1 目的

この要項は、佐世保市クラウドファンディング型プロジェクト応援事業（文化）のクラウドファンディング型寄附に参画する個人又はグループ・団体を公募により選定し、事業を実施する手続きに関する必要な事項を定める。

### 2 事業の概要

#### (1)応募資格

以下の全てに当てはまる文化芸術活動をする個人又はグループ・団体（法人含む。）

- ・佐世保市内に住所地又は団体所在地、活動場所のいずれかがあるもの
- ・文化芸術事業を実施した実績を有するもの

※同一人が複数の応募を行い、又は別に応募を行うグループ・団体の一員となることはできない。

※佐世保市との共催事業や、補助事業等の実施実績がない応募者については、個人および団体の構成員が、暴力団およびその他反社会勢力に属しないこと、また交付申請様式に掲げる関係を有しないこと等を確認するために、警察等関係機関に対し、照会を行う場合がある。

#### (2)対象事業

以下の全てに当てはまる事業

- ・佐世保市内で実施する公演・展示等の企画・制作・発表（オンラインによる発表も含む。）
- ・市のホームページ上で実施するクラウドファンディング型寄附に参画し、令和9年3月31日までに確実に事業完了するもの（天災や感染症の再拡大による活動自粛要請など、交付決定後の社会的状況によって実現が難しい場合はこの限りではない。）
- ・政治的、宗教的な意図で実施される事業ではないもの

#### (3)対象となる文化芸術分野

文化芸術基本法第8条から第14条に列挙された分野。分野横断的な取組も可。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊

イ 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（メディア芸術）

ウ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能

エ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

オ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化(\*1)その他の生活に係る文化）

カ 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）

キ 出版物及びレコード等

ク 有形及び無形の文化財並びにその保存技術

ケ 地域固有の伝統芸能及び民族芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

コ その他、上記の複合分野等

(\*1)本制度は文化芸術事業を支援するためのものであり、飲食の提供を主たる目的とする活動は対象外とします。

#### (4)補助金額

- ・ 1プロジェクトあたりの補助上限額は、総額5,000,000円とする。
- ・ 補助金の額は、本市が実施するクラウドファンディング型寄附で調達した寄附金から、本市が準備する返礼品等に係る必要経費を除いた額（以下「寄附金額」という。）と、申請回数に応じた次の各号に掲げる率を当該寄附金額に乗じて得た額（以下「上乗せ額」という。）との合計額とする。

(1) 1回目の申請 10分の10

(2) 2回目の申請 3分の2

(3) 3回目の申請 3分の1

(4) 4回目及び5回目の申請 上乗せなし（寄附金額のみ）

※上記申請回数は令和7年度まで（R8.3月末まで）の累計申請回数を含むものとします。

- ・ 補助金の額は、交付対象経費の額及び申請金額の範囲内とし、審査の結果減額する場合があります。

※クラウドファンディング型寄附の実施にあたっては、実態として主催者であると判断される応募者の構成員や、応募者と共同で事業を実施する団体およびその構成員からの寄附は受け付けることができません。（補助金算定上の基礎金額には含まれません。なお、万一、寄附された場合は佐世保市に帰属し、返金も出来かねますのでくれぐれもご注意ください。）

※市外の個人からの寄附において、ふるさと納税による本市からの返礼品を希望する場合に要する必要経費（寄附額の5割）については、寄附金額から除した額を上乗せすることとします。

※同一費用に対して国、長崎県、佐世保市等の補助金等を重複して申請し、交付を受ける場合は、重複する部分の金額を減額。

※目標額が達成されなかった場合において、事業実施が困難である場合には、佐世保市の文化振興に資する事業に用途を制限した上で、佐世保市に帰属します。

### (5) 交付対象経費等

① 交付対象経費は、交付対象事業の実施に要する経費とする。ただし、下記表に定める経費については、表中の通り取り扱うこととします。

費目	項目	方針
旅費	特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等）	寄附金額の範囲で認める
需用費	・ 備品 ・ パソコンやカメラ等、電力により稼働するもの ・ 参加者、協力者への贈答が目的のもの（賞状、景品等）	
食糧費	食糧費全般（講師用の弁当、会議用の水等も全て）	
共済費	雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等 ※ イベント保険、その他危険な作業を行う場合のみ対象	
団体が当然負担すべき経費	対象事業以外に係る人件費、団体等の運営経費（家賃、光熱水費、電話代等）	寄附金額の範囲であっても認められない
受益者負担とすべき経費	参加者等の受益者が負担すべき経費（材料費、送迎費等）	
応募経費	本事業の応募に係る経費	
対象期間外の支出	対象期間外に実施した事業に係る経費	
その他	社会通念上、不適切と認められる経費や著しく高額と思われる経費	

② 事業計画書に定めた実施期間（事業実施年度内で設定）に行った支出を交付対象とする。

なお本補助金は、文化芸術活動への支援を目的とするものであり、いわゆる生活支援を目的としたものではないため、展覧会・公演等の中止・延期により生じた赤字の補填や、飲食代や生活費には使えません。

※ 天災や感染症拡大等、不可抗力による中止の場合、計画変更手続きの上で認められた執行済み経費については、補助対象とします。

### 3 応募について

#### (1) 提出書類

ア 補助金交付申請書（補助金交付要綱 様式第1号）

イ 事業計画書（〃 様式第2号）

ウ 収支予算書（〃 様式第3号）

エ これまでの活動実績が分かる書類（自由様式。写真、パンフレット等。A4 サイズ3枚程度まで。）

オ 他の機関からの補助金・助成金等を受ける場合、その要項等内容が分かるもの

カ グループ・団体の名簿 ※グループ・団体の場合のみ

キ クラウドファンディング型寄附ホームページ掲載用シート（別紙1）

## (2)提出期間

募集期間 令和8年6月10日(水)から令和8年6月30日(火)到着分まで

(3) 申請書提出前に一度ご来庁いただき、申請するにあたってのレクチャーを受けていただきます。(30分程度予定) ※ご来庁が難しい場合は、別途ご相談ください。

## (4)提出方法及び提出先

申請書類原本を下記住所宛て郵送または持参により行うとともに、申請書類データおよび画像データを下記アドレス宛て送付してください。

(申請書類原本 送付先)

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町 1-10 文化国際課宛

(申請書類データ、画像データ送付先)

[bunkak@city.sasebo.lg.jp](mailto:bunkak@city.sasebo.lg.jp)

※件名を「R8年度クラウドファンディング申請（団体名）」としてください。

## (5)注意事項

ア 国、長崎県、佐世保市、民間等の助成制度との併用は可能だが、他制度において併用を禁じている場合は、この限りではない。同一費用に対して補助金等を重複して申請し、交付を受ける場合、重複する部分の金額については交付できない。

イ 提出に要した経費は応募者が負担するものとする。

ウ 提出書類は返却しない。

## 4 審査について

### (1) 審査方法

提出された書類、およびヒアリング等を基に佐世保市文化国際課において、審査を行う。

※申請総数や金額に応じて、申請金額の減額を行う場合があります。

#### ●第1次審査

補助金交付要綱、募集要項に基づき、申請の要件にあてはまらないものを除外する。

#### ●第2次審査

期間内の申請金額が予算を越えた場合は、申請者の活動実績や予算書を精査した上で、各補助金交付上限額の調整を行う。

### (2)審査時期（予定）

令和8年7月上旬～7月下旬

## 5 審査結果について

上記の審査の結果を基にクラウドファンディング型寄附への掲載可否を決定し、全ての

応募者に審査結果通知書（補助金交付要綱 様式第4号）により通知をします。

## 6 クラウドファンディング型寄附の実施について

審査を通過した事業、団体の情報を、申請書類をもとに具体的に市ホームページに掲載して、クラウドファンディング型寄附を実施します。

※寄附集めについては、申請者が主体的に実施するものとします。

※クラウドファンディング型寄附の実施にあたっては、長崎県佐世保市ふるさと納税特設サイト等への掲載を行います。

<https://furusato-sasebo.jp/>

※寄附の受け入れにあたっては、寄附者の属性によって以下のように取り扱います。

### (1)個人からの寄附（市内・市外を問わない）

佐世保市ふるさと納税特設サイト上で寄附を受け付ける。

### (2)市内の法人からの寄附

文化国際課にて寄附を受け付ける。（別紙2）

### (3)市外の法人からの寄附

文化国際課にて寄附を受け付ける。（別紙3）

※寄附金額が10万円等、条件を満たした場合「企業版ふるさと納税」として寄附の受付可。

## 7 注意事項について

### (1)事業変更及び中止

原則として事業を中止することはできません。ただし、天災や感染症拡大等による活動自粛要請など、採択決定後の社会的状況によって実現が難しい場合等はこの限りではありません。

### (2)団体名及び住所の変更

採択決定後、団体名の変更や住所の変更があった場合は、本市への報告が必要となります。

### (3)寄附者に対する報告

事業実施後、市への報告と併せて寄附者への事業実施報告（任意の方法・ホームページにも掲載予定）を行ってください。

**(4)各種資料提出や本事業に関する担当者からの連絡等への応答がない場合、次年度以降の申請をお断りする場合があります。**